

令和8年度の保育料等について

- ① 児童の保護者の「町民税所得割課税額」を合算し、保育料を決定します。ただし、父母の町民税所得割課税額が共に非課税の場合は、同一住所に居住する（曾）祖父母等（同一住所に居住していれば、住民基本台帳上で別世帯であっても算定対象）の税額により決定します。

また、保育料の算定に用いる町民税所得割課税額は、調整控除を適用し、その他の住宅借入金等特別税額控除や配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等は適用しない額となります。

② 認定区分

保育の必要量や年齢に応じて「2号認定」「3号認定」の区分に認定します。

2号認定・・・	満3歳以上	保育所等で保育を必要とする児童
3号認定・・・	満3歳未満	保育所等で保育を必要とする児童

③ 保育の必要量

2号認定・3号認定の保育必要量を保護者の就労時間の状況により、「保育標準時間」「保育短時間」の2種類に区分します。

※保育標準時間認定・・・父・母いずれも就労時間が月120時間以上の世帯

※保育短時間認定・・・父・母あるいはどちらか一方の就労時間が月48時間以上120時間未満の世帯

〈注〉父・母の就労時間は合算せず、個々に審査します

- ④ 4月分から8月分までの保育料は前年度の町民税額に基づいて算出し、9月分から翌年3月分までの保育料は当該年度の町民税額に基づいて算出します。（年度の途中で保育料の再判定を行います。）

令和8年度の保育所保育料（3号認定の児童）

4月分 ～ 8月分	9月分 ～ 3月分
前年度の町民税額に基づく保育料 ※課税年度R7年度（R6年所得分）	当年度の町民税額に基づく保育料 ※課税年度R8年度（R7年所得分）

3号認定を受けた児童の保育料

階層 区分	定 義	3歳未満児（3号認定）	
		標準時間	短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	町民税非課税世帯	0円	0円
第3	町民税所得割課税額 48,600円未満	14,000円	13,800円
第4	町民税所得割課税額 97,000円未満	22,000円	21,600円
第5	町民税所得割課税額 169,000円未満	32,000円	31,400円
第6	町民税所得割課税額 301,000円未満	43,000円	42,200円
第7	町民税所得割課税額 397,000円未満	54,000円	53,000円
第8	町民税所得割課税額 397,000円以上	67,000円	65,700円

- ⑤ 年度途中で3歳になった場合でも、年度末までは3歳児未満の保育料となります。令和元年10月から3歳以上児は、保育料が無償化となりました。